

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月28日
【会社名】	株式会社U K Cホールディングス
【英訳名】	UKC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗田 伸樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 発行価額の総額 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 539,840,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(第1回新株予約権)

発行数	2,410個 (注) 上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	2019年2月19日から2019年2月25日まで
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	株式会社U K Cホールディングス 総務部
払込期日	該当事項はありません
割当日	2019年2月27日
払込取扱場所	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、2018年6月26日開催の当社定時株主総会及び2019年1月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行するものであります。

2 申込み方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとします。

3 本新株予約権の募集は、ストック・オプション付与の目的をもって行うものであります。

4 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	3名	600個
当社の執行役員	10名	840個
当社の従業員	20名	610個
当社子会社の取締役(社外取締役を除く)	5名	360個

(2)【新株予約権の内容等】

(第1回新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	241,000株 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。行使価額は(注)2の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	539,840,000円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。 なお、上記金額は、2019年1月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株あたりの発行価格は行使価額と同額とする。 2. 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2021年2月28日から2023年2月27日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社U K Cホールディングス 総務部(又はその時々における当該業務担当部署) 2. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 五反田支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または執行役員及び従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る。）</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割</p> <p>新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>
--------------------------	--

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(注) 2 本新株予約権の行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えます。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
539,840,000	2,500,000	537,340,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権が全部行使された場合の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を合算した額であり、2019年1月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した見込額を記載しています。

2 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金の具体的な使途については、現時点では未定であり、行使により払い込みがなされた時点の状況に応じて決定致します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
2018年8月14日関東財務局長に提出
事業年度 第10期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
2018年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月4日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3及び第7号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月14日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月8日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年11月28日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

2018年9月4日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書を2018年10月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(2019年1月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の提出日(2019年1月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社U K Cホールディングス 本社
(東京都品川区大崎一丁目11番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。